

(ご協力依頼)

在留届に基づいた電話・メールによる滞在確認について

令和7年8月4日

在ポートランド領事事務所

在ポートランド領事事務所において、8月上旬から9月上旬にかけて、在留邦人に対し、在留届に基づいた滞在確認を行っております。

具体的には、当事務所の職員から対象となる在留邦人の方に電話またはメールにて、滞在確認を行っております。もし、電話にお出になられなかった場合には、留守電を残しておりますので、当事務所まで折り返しのお電話をいただき、メールの場合にはご返信していただきますよう、何卒ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。